（正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額）

第百二十二条　第百二十条第一号に掲げる正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一　前条に定める正味オープン・ポジションが正の値である通貨に限り、通貨ごとの正味オープン・ポジションの額に別表十四に掲げる基準通貨日本円に対する当該通貨の変動率を乗じる。ただし、別表十四において、基準通貨及び正味オープン・ポジションの通貨の組み合わせが規定されていない場合にあっては、変動率を60％とする。

二　通貨ごとの前号の額を、異なる通貨間の相関係数を0.50として統合し、正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額を算出する。

（正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額）

第百二十三条　第百二十条第二号に掲げる正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一　第百二十一条に定める正味オープン・ポジションが負の値である通貨に限り、通貨ごとの正味オープン・ポジションの額に別表十四に掲げる基準通貨日本円に対する当該通貨の変動率を乗じる。ただし、別表十四において、基準通貨及び正味オープン・ポジションの通貨の組み合わせが規定されていない場合にあっては、変動率を60％とする。

二　通貨ごとの前号の額の絶対値を、異なる通貨間の相関係数を0.50として統合し、正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額を算出する。

第七款　資産集中リスク

（資産集中リスクの額）

第百二十四条　第百一条第六号に規定する資産集中リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額

二　不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額

（不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額）

第百二十五条　前条第一号に掲げる不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額は、次の算式を用いて算出する。

$$AC^{Non-RE} = \sum_{E_i>T\text{となるi}} AC_i^{Non-RE} + 0.71656 \times T \times \sum_{E_i\leq T\text{となるi}} \frac{0.95K_i^{eq} + K_i^{cr}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}$$

AC^{Non-RE}は、不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額

AC_i^{Non-RE}は、取引相手方グループiに対する上限適用後資産集中リスクの額

E_iは、取引相手方グループiに対する正味エクスポージャーの額（次項において同じ。）

Tは、報告保険会社等が任意に定める閾値（ただし、E_i>Tを満たす取引相手方グループの数が10以上100以下となるように定めるものとする。）

K_i^{eq}は、取引相手方グループiに対するエクスポージャーに係る株式リスクの額（資産集中リスク計算用）

K_i^{cr}は、取引相手方グループiに対するエクスポージャーに係る信用リスクの額（資産集中リスク計算用）

K^{eq}は、株式リスクの額（資産集中リスク計算用）

K^{cr}は、信用リスクの額（資産集中リスク計算用）

2　前項のAC_i^{Non-RE}は、次の算式を用いて算出する。

$$AC_i^{Non-RE} = 0.71656 \times E_i \times \frac{0.95 \times \left(K_i^{eq} - K_i^{eq*}\right) + \left(K_i^{cr} - K_i^{cr*}\right)}{0.95K^{eq} + K^{cr}} + \min\left(0.71656 \times \frac{0.95E_iK_i^{eq*}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}, \alpha_iE_i^{eq*}\right) + \min\left(0.71656 \times \frac{E_iK_i^{cr*}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}, \beta_iE_i^{cr*}\right)$$

E_i^{eq*}は、取引相手方グループiに対する上限対象株式エクスポージャーの額

E_i^{cr*}は、取引相手方グループiに対する上限対象信用エクスポージャーの額

K_i^{eq*}は、取引相手方グループiに対する上限対象株式エクスポージャーに係る株式リスクの額（資産集中リスク計算用）

K_i^{cr*}は、取引相手方グループiに対する上限対象信用エクスポージャーに係る信用リスクの額（資産集中リスク計算用）

α_iは、取引相手方グループiに対する株式エクスポージャーの上限係数

β_iは、取引相手方グループiに対する信用エクスポージャーの上限係数

3　取引相手方グループとは、次の各号に掲げる関係のいずれかを有する複数の取引相手方から成るグループをいう。ただし、当該関係のいずれかを有する他の取引相手方が存在しない取引相手方については、当該取引相手方を取引相手方グループとみなす。

一　支配関係（一の取引相手方が直接的又は間接的に一又は二以上の他の取引相手方に対する支配権を有している関係をいう。）

二　経済的相互依存関係（一の取引相手方が資金調達又は返済に困難が生じた場合等財務上の問題に直面した場合に、結果として一又は二以上の他の取引相手方も資金調達又は返済に困難が生じる可能性が高いと認められる関係をいう。）